

---

## ■ 新聞の定期購読契約は途中で止められる？

---

新聞の訪問販売に関しては、大分県内でこの3年間、毎年度150件程度の相談が寄せられています。中でも高齢者からの相談が年々増加しており、契約者が60歳以上の相談が約7割を占めています。

### 【事例1】

年明けから頼んでいないのに新聞が届くようになった。不審に思い販売店に連絡すると、「1年半前に新聞購読契約をしており、1月から配達している。」と言われた。確かにその頃に訪問販売で勧誘されて契約したが、すぐにやめたいと思い、新聞販売店に電話をしてキャンセルしてもらった。勧誘時に景品として受け取ったものについても自宅に引き取りに来てもらった記憶がある。販売店にそう説明したが、「キャンセルになったとの記録はない。新聞はとってもらわないと困る。景品も渡してあるはずだ。」と言われた。

### 【事例2】

新聞の購読を止めたいと思い、集金の担当者に「来月末で契約を止めたい」と伝えたが、「契約期間がまだ残っているので解約できない」と言われた。契約を途中で止めることはできないのか。

---

## ■ 契約は原則として一方的に解約できません

---

契約は原則として一方的な解約はできません。ただし、新聞の訪問販売は、特定商取引法の規定により「法律で定められた事項が書かれた書面（法定書面という）を受け取った日」（契約した日ではありません）から8日以内であれば、クーリング・オフが可能です。クーリング・オフはすみやかに書面で提出しましょう。

この期間を過ぎると、原則として契約者が一方的に解約することはできなくなります。

---

## ■ 無理のない契約期間になっていますか？

---

新聞購読をめぐるトラブルでは、長期間の契約を求められたり、数年先から始まる契約を

結んでしまったといった相談も多く寄せられています。

また、高額な景品を付けるとして講読勧誘をする場合がよくありますが、新聞の場合、6ヶ月の講読料金の8%が景品の上限額です。これ以上の景品を付けることは新聞公正競争規約により禁止されています。

新聞を購読するときは、景品に惑わされることなく、本当に読みたい新聞なのか、契約期間終了まで講読できるか、十分に考え慎重に検討して契約しましょう。

---

### 【消費生活に関するご相談は・・・】

#### ☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

#### ☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

##### ◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

##### ◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

##### ◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

---

#### ☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp) （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail : oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

---

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

---

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

---